

## 「不断の努力」－何をどうたえずがんばる？

基本的人権ってなんだろう。あらためてたずねられると、自分の思いにぴたっと来る言葉がなかなか思い浮かびません。ある辞書には、人間が人間として当然もっている基本的な権利とありました。この頃では、安心して暮らす権利、自信を持って暮らす権利、自由に暮らす権利と習っていると、人権センターを見学に来た子どもたちが教えてくれました。

日本国憲法は第11条で基本的人権を、侵すことのできない永久の権利として、私たちに保障してくれています。ここだけ読むと、基本的人権なるものは人間が人間として持っているものだから、人間である私に基本的人権があることは当たり前じゃないか、と素朴に思います。でも、第12条に読み進むと「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」とあります。「不断の努力」とまで念を押されると、人間である私に基本的人権があることは当たり前じゃなく、命がけの努力を通じて勝ち取ったものだ、と習ったことを思い出します。確か今から200年以上昔の1789年、重税にあえぐフランスの民衆が絶対王政を打倒した末に掲げた権利で、君主(国王)に代表される国家によって侵されない権利という意味合いがあると聞いた気がします。

そういうことを習っておきながら、我が身をふり返ると恥ずかしいのですが、私は基本的人権を保持するために国家に対して不断の努力をするということは、ほとんど気にしたこともないという状態です。「不断の努力」どころか基本的人権と言うとき、身の回りの市民どうしの差別を意識するにとどまっています。

でも考えてみれば、毎日の生活のなかで、テレビや新聞をとおして、政治や司法を観察しておけば、議員選挙に投票することや最高裁裁判官の審査をすることも、「不断の努力」の中の一コマになるのではないのでしょうか。また、今年は冤罪が明らかになる事件がありました。そうした不備をなくすための制度作りにむけた議論や学習、活動も「不断の努力」ではないかと思います。2004年5月、5年以内に裁判員制度が実施されることが決まりました。今から2年以内に、私たちにも直接誰かを裁く機会が生まれます。そのための準備はできているのでしょうか。

「不断の努力」というとき、人が人の人権を侵さないようにすることだけでなく、制度が誰かの人権を侵さないようにすることも含まれるということを、改めて視野に入れて人権センターも取り組んでいきたいと考えています。(文:羽江)



『中学社会』大阪書籍より、絶対王政の象徴であったバスターユの牢獄を民衆が襲撃しているところ→

# すべての子どもが夢をあきらめないために ～ご存知ですか、高校奨学金制度～

福岡県の高等学校奨学金制度は、勉学意欲がありながら経済的な理由で高校などに行くことが困難な生徒を対象に学資を貸し出す(無利息)制度です。

- ・成績に関係なく申し込める
- ・保証人は一人で(親でも)よい

## 一ヶ月の貸与額

- ・公立高校は18,000円
- ・私立高校は30,000円

## 入学支度金の制度もあります

- ・公立高校は 50,000円
- ・私立高校は100,000円

## ～高校在学中に貸し出される奨学金もあります～

### — 在学募集 —

入学後に家計が苦しくなった場合

### — 緊急募集 —

保護者が離職したり亡くなったりして家計が急変した場合

高校に進学し、卒業するまでには多額の学資が必要です。そのため家計のことを考えて進学を断念したり、進学は果たしたものの、保護者の失業や死亡などで家計が苦しくなり、中途退学を余儀なくさせられたりしている例が多くあります。そんな中、十分とは言えませんが奨学金が果たす役割は大きいものがあります。

## 高校入学時にかかるおおよその費用(高校、科、コースなどで違います)

	受験、選考料	入学申込金	施設設備費など	制服・教科書など	毎月の経費
私立	1万～2万円	2万～4万5千円	4万～25万円	12万～36万円	3万～5万円
公立	2,100円			11万～16万円	2万5千～4万5千円

くわしいことは各中学校・高校の先生にお尋ねください。また当センターもお問い合わせに応じます。事前に連絡いただければ、時間外やご自宅等での説明もできます。気軽にご相談ください。秘密は厳守します。



## 署名活動が奨学金制度拡充の大きな力に

小郡市では小・中学校のPTA、学校、校区人権推、部落解放同盟、行政などが一体となって教育条件整備のための署名活動を始めるようになって20年ほどの歴史があります。

これは、市内の被差別地区の父母が、「わが子に差別に負けない確かな学力をつけてほしい」という願いから教育条件整備を行政機関に要求することから始まった取り組みです。そして

この願いはすべての父母の願いであることから、PTA、学校をはじめとする関係機関がともに運動を進めていくことになり、市内全校区で署名活動が取り組まれるようになりました。今年度も30,000名以上もの署名が集まっています。これによって各校に様々な職員が配置され、子どもたちの教育に役立っています。

さらに現在は奨学金制度の拡充も求めて取り組んでいます。これは被差別地区の子どもたちを対象にした奨学金制度が期限切れになるのをきっかけにその制度の趣旨を受け継ぎ、すべての子どもたちに役立つ制度に拡充するというものです。これによってこれまでの奨学金制度を一本化し、成績条件をなくし、経済的に困難なすべての生徒を対象とするものに改められました。その結果、たくさん子どもたちがこの制度を利用し、高校進学の実を果たしています。

#### 奨学金の受給者数（福岡県全体）

☆昨年度：4,568名

（うち被差別地区生徒約400名）

☆今年度：5,396名

（うち被差別地区生徒300名弱）

※筑後地区では

☆今年度：149名

（うち被差別地区生徒は一割弱）

（文：古賀）

## 立ち食いうどん屋さんでアフターマティブ・アクション！



ある駅の立ち食いうどん屋さん。店員さんはパートさんのようです。勤務はシフトが組んであるのでしょう、いつも同じ人というわけではありません。中年の“お母さん”風の女性たちが働いていて、いつ立ち寄っても筑豊の風土を感じさせてくれます。その日の店員さんは2人でした。ぼくにうどんを出してくれた店員さんは、「いらっしゃいませ。」「何にいたしましょうか。」「うどんとお稲荷が2つですね。」と、いつもの店員さんたちと同じように“普通”に丁寧語を使って対応をしてくれました。

実はちょっと伸びていて、いつもほど美味しいうどんではありませんでした。気になったのはもう一方の店員さん。「いらっしゃいませ。」までは他の店員さんたちと一緒になのですが、「何にする。」「丸天うどんとかしわにぎり1つね。」と“丁寧”ではない。

しばらくすると向かい側のカウンターに中年の男性が入ってきました。怪我をしたのか右目にガーゼを当てていました。僕は見るともなく自分のうどんをすすっていたのですが、“丁寧ではないおばちゃん”が、やはり「何にする。」「ゴボウ天うどん1つね。」と応対していました。それからうどんができあがって、「おまたせ」と中年男性の前に品物が置かれたようです。それに続いて「距離感がわからんやろ、『パチッ』、はい」という違和感のある台詞と音が耳に飛び込んできました。思わず顔を上げてみると、“おばちゃん”が箸を割って、お客さんに手渡したところでした。それから、お冷やと備え付けの一味と紅ショウガを、そのお客さんが見え易いであろう左手の方に寄せて置いたのです。

失礼を承知で言うと、立ち食いうどんでそんなサービスを目の当たりにするなんて、思いもよませんでした。僕は、とっても驚き、嬉しくなりました。いつもと同じ料金で、すごく得した気分です。自分のうどんは今イチだと思っていたにもかかわらず、食べ終わって店を出るとき、「美味しかったです」といつもは言わないことまで言ってしまいました。僕がそう言うと、極めつけに“おばちゃん”が、僕の目を見て「ありがとう」とにっこり笑顔で応えてくれたのです。「この“おばちゃん”、丁寧ではないように見えて、実は一人ひとりの客

を丁寧に見て、それぞれの人にできるだけの満足を提供してたんだ。しかも、もう、そうすることがこの人には身に付いていて無理がないんだ」と思うと、改めて感心しました。

アファーマティブ・アクションという言葉があります。差別を受けている人たちに対して、積極的に生活支援や自立支援をすることを言います。企業や官公庁がしょうがいのある人を一定の割合で雇用することや、経済的困難を抱えている子どものための奨学金制度、視力しょうがいのある人のための点字ブロックなどがそれです。考えてみると、うどん屋の“おばちゃん”が片眼の見えないお客さんにしたことは、まさにアファーマティブ・アクションだなあと感じました。

実はアファーマティブ・アクションは、「特別扱い」「逆差別」という言い方で批判されることがあります。でも、“おばちゃん”がしたことを批判する人はいるでしょうか。むしろ「かゆいところに手が届くような、良いことするなあ」と思われるのではないのでしょうか。公の制度は「特別扱い」「逆差別」で、うどん屋の“おばちゃん”がすることは「良いこと」となるのはなぜでしょう。こうした使い分けにも、いろんな差別が残っている原因がありそうです。（文：羽江）

## コマ センターの人権相談より

人権センターでは月一回の人権擁護委員による人権相談のほかに、センター職員による人権相談を随時受けています。気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

これまでもいろいろな方が相談に訪れておられますが、そのなかに裁判のあり方にかかわって、20年にわたって活動されている市民の方がおられます。センターとしてはお話を聞きながら今後のことなどについて話し合いを続けています。

なお、この方は自分の活動に関心を持ってくださる方を求めておられます。興味を持たれた方はセンターにご連絡ください。

## もしもし～ 初めまして!

11月から、新しく人権センターのスタッフに加わりました。



部屋の貸し出し、情報室（人権関係の知識や学習を深める図書やビデオなどがあります。）利用の際など、気軽におたずねください。😊  
笑顔で対応したいと思いますので、よろしくお願ひします。



小郡市人権教育啓発センター

## 小郡市人権教育啓発センター

所在地：〒838-0141 小郡市小郡296  
でんわ&Fax：0942-80-1080（直通）  
E-mail：oh-rec@iwk.bbiq.jp  
H.P. <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/oh-rec/>